

広島市食育推進スローガン・マスコットキャラクター使用承認基準

広島市食育推進スローガン及びマスコットキャラクター(商標登録第 5254105 号)(以下「スローガン等」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、次のとおり必要な事項を定める。

1 使用目的について

スローガン等は、より多くの市民に食育への関心を喚起するとともに、親しみやすい食育活動を展開するために使用する。

2 使用の承認申請等について

スローガン等の使用を希望する者は、あらかじめスローガン・マスコットキャラクター使用承認申請書(様式1)に必要な書類を添付して、広島市健康福祉局保健部健康推進課(以下「健康推進課」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 広島市内の学校、保育園等が、教育目的で使用する時。
- (2) 関係行政機関が食育推進又は広報の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する時。
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する私的使用の目的に該当する時。
- (5) その他、健康推進課がスローガン等の使用について適当と認めた時。

3 使用の承認について

健康推進課は、使用承認申請があった場合は、次の各号に該当する場合を除き、スローガン等の使用を承認する。

なお、承認は、スローガン・マスコットキャラクター使用(内容変更)承認書(様式2)をもって行う。

- (1) 広島市食育推進計画の推進又は正しい理解の妨げとなるおそれがある時。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある時。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがある時。
- (4) スローガン等を次の4に規定する順守事項による使用をしないおそれがある時。
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある時。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある時。
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある時。
- (8) その他、承認することを健康推進課が不適当と認めた場合。

4 使用上の順守事項について

スローガン等を使用する者で、使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、健康推進課が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン、色等については、別紙のマスコットキャラクター・デザインガイドに従い変更を行わないこと。また、変更を行おうとする場合は、事前に健康推進課の承認を得ること。
- (4) 原則として、物品等には「広島市食育推進会議」という表記を付すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成品若しくはその写真を、速やかに推進会議に提出すること。

5 承認内容の変更について

使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめスローガン・マスコットキャラクター使用承認変更申請書(様式3)を健康推進課に提出し、その承認を受けなければならない。

また、変更の承認は、スローガン・マスコットキャラクター使用(内容変更)承認書(様式2)をもって行う。

6 承認の取消し等について

健康推進課は、スローガン等の使用が、この基準及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該スローガン等の使用の承認を取り消すことができる。

この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、健康推進課はその責めを負わない。

また、スローガン等の使用に関するクレーム等に対し、健康推進課はその責めを負わない。

7 使用料について

スローガン等の使用料は、無料とする。

8 その他

この基準に定めるもののほか、スローガン等の使用に関し必要な事項は、健康推進課が別に定める。